

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 5 月 9 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19H01427

研究課題名（和文）プロアクティブな財務報告エンフォースメント・メカニズムの可能性

研究課題名（英文）Proactive enforcement mechanism for financial reporting

研究代表者

弥永 真生（Yanaga, Masao）

明治大学・会計専門職研究科・専任教授

研究者番号：60191144

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,250,000円

研究成果の概要（和文）：財務報告に係るプロアクティブ・エンフォースメント・メカニズムをなぜ諸外国は採り入れるに至ったのか、その意義は何か、導入にあたってどのような法的なまたは実務上の課題があったのか、いかに対処したのかを文献調査及び現地における聞き取りにより把握した。アメリカ合衆国、カナダ、連合王国、アイルランド、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、スイス、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドおよび南アフリカを調査対象国とした。エンフォースメント主体について私的主体（証券取引所など）から公的主体への移行がみられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、上場会社等の財務報告の適正性は企業における財務報告に係る内部統制、公認会計士または監査法人による監査、事後的な証券取引等監視委員会の検査及び課徴金・刑事罰・民事責任によって確保することが想定されている。他方、ほぼすべての先進国においては、上場会社等の財務報告の適正性確保のため、不正会計の兆候がなくとも、悉皆的に上場会社の財務報告をレビューし、かつ、必要な早期是正を実現するという外部的エンフォースメントが採用されている。ドイツ（及び、やや古いが連合王国）については既存の研究が存在するものの、本研究はその他の国々についてその現状と議論を明らかにした点で、学術的かつ実務上の意義を有する。

研究成果の概要（英文）：A comparative study (literature review and field interviews) was carried out to understand why other developed countries have adopted proactive enforcement mechanisms for financial reporting, what their significance is, what legal and practical challenges they faced and how they dealt with them. The countries studied were the United States, Canada, the United Kingdom, Republic of Ireland, Germany, France, Italy, the Netherlands, Belgium, Luxembourg, Spain, Portugal, Switzerland, Denmark, Norway, Finland, Sweden, Australia, New Zealand, and South Africa. There was a shift from private bodies (e.g., stock exchanges) to public bodies that are responsible for enforcement of financial reporting.

研究分野：会社法、金融商品取引法、監査制度論、財務会計

キーワード：エンフォースメント 財務報告 金融商品取引法 会計基準

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

財務報告との関係では、公認会計士等による監査制度については多くの研究がなされ、また、不正な財務報告に関する民事責任及び刑事責任(裁判所によるエンフォースメント)についてもある程度の研究成果が蓄積されている。しかし、これらのみでは、財務報告の適正性を確保する仕組みとして必ずしも十分ではなく、また、会計基準が原則主義を志向し、また、専門化すると、裁判所によるエンフォースメントの限界が顕在化するが、国内では、規制当局(日本では、金融庁・証券取引等監視委員会)その他の組織による(事前の)エンフォースメントのあり方についての掘り下げた研究は従来なされてこなかった。しかし、国外に目を向けてみると、たとえば、EU構成国においては、法令によって権限を与えられた組織が、財務報告の適正性を、サンプルベース、リスク・ベースあるいは一定の間隔で財務情報をレビューするという形でエンフォースメント(プロアクティブ・エンフォースメント)が行われ、ドイツなどでは、これに関する研究がある程度、蓄積されている。また、アメリカ合衆国においては、SEC が従来からレビューを行い、提出者に対するコメントレターの発出等が行われていたが、いわゆるサーベイランス・オックスリ―法により、すべての上場会社について、最低3年に1回はレビューを行うこととされている。

2. 研究の目的

会計監査制度や事後のサンクションによっては財務報告規制の実効性が十分に確保できないという問題意識の下、不適切な財務報告を早期に発見し、是正する、その反射的效果として、不適切な財務報告を思いとどまり、または、監査人が毅然とした態度をとるよう仕向ける仕組みであると同時に、原則主義的な財務報告基準を前提として、事前に、作成者や監査人が解釈を求めることができるようにする仕組みとしての、プロアクティブな財務報告エンフォースメント・メカニズムの可能性を、諸外国の制度と経験をふまえて検討・分析することを目的とする。

すなわち、多くのいわゆる先進国で導入されている、組織的に、上場会社の財務報告をレビューすること、及び、会計基準の解釈を与える組織を設けることによって、不適切な財務報告や財務報告のばらつきを防止するというメカニズム導入の可能性を諸外国の制度・経験及びそれをめぐる実証研究を含む研究成果を踏まえて、そのようなメカニズムの実効性、導入にあたって解決すべき問題を分析し、それらの問題に対する解決策を模索し、立法論的提言を行う。なお、にはどのような主体が行うべきか、どのような手続きが適切か、どのような仕組みで当該組織の判断の権威を裏付けるべきなのか、その判断が誤っていた場合の事後的救済の可能性のあり方[司法審査・国家賠償を含む]などが含まれる。

3. 研究の方法

雑誌論文、書籍などの文献(立法資料や議会議事録などの第1次的文献や裁判例を含む)の収集・分析と財務報告規制を所管する省庁、委員会あるいは会計・監査事務所におけるインタビューあるいはそれらに対する問い合わせ等を研究方法の柱とした。このような研究方法で得た知見を踏まえつつ、我が国における応用可能な先行研究や関連する議論、我が国の既存の制度との整合性やすり合わせを行い、結論を探求した。

4. 研究成果

プロアクティブ・エンフォースメントをなぜ諸外国は採り入れるに至ったのか、その意義は何か、導入にあたってどのような法的なまたは実務上の課題があったのか、いかに対処したのかについて、アメリカ合衆国、カナダ、連合王国、アイルランド、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、スイス、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドおよび南アフリカにつき、調査・分析し、現状を把握することができた。また、エンフォースメント主体の損害賠償責任をめぐる法制、裁判例ならびに論文等を通じて、わが国への導入にあたっての課題をより明確に把握することができた。さらに、これまで、わが国では紹介されてこなかったが、多くの国々においては、規制の対象となる企業に賦課金の支払義務を課し、それによってエンフォースメントのための費用を賄い、十分な能力を有するスタッフをエンフォースメント主体が確保していることが明らかになった。

たとえば、北欧諸国の場合、上場会社の財務報告についてのエンフォースメントはESMAのガイドラインに沿ってなされているが、プロアクティブ・エンフォースメントの中核をなす会計検査は北欧4国においては、近年では、以下のような実績となっている。

		検査数	うち 全面的検査		うち 集中的な検査		うち 公表後	うち 目論見書	事前照 会	IFRS 発行者 数	カバー 率
			うち 机上 レビュー	うち インタ ラクテ ィブ	うち 机上レ ビュー	うち インタ ラクテ ィブ					
デンマー ク	2018	27	23		4		24		3	149	15.4
	2019	17	15		2		16		1	146	10.3
	2020	16	11		5		16			140	7.9
	2021	7	5		2		7			138	3.6
	2022	14	3	6	4	1	14			136	6.6
フィンラ ンド	2018	29	17		12		25	4		143	9.1
	2019	20	8		12		17	3		144	3.5
	2020	24	4		20		20	4		143	0
	2021	23	11		12		16	7		152	2.6
	2022	19	2	9	1	7	13	6		155	3.2
ノルウェ ー	2018	29	18		11		20	9		260	3.5
	2019	44	20		24		31	13		266	2.6
	2020	59	13		46		53	6		269	2.7
	2021	34	22		12		20	14		273	2.9
	2022	9	4	2	1	2	9			284	2.1
スウェー デン	2018	95	59		36		95			370	15.9
	2019	29	26		3		29			381	6.8
	2020	66	61		5		66			390	15.6
	2021	63	54		9		63			395	13.7
	2022	62	3	50	2	7	62			387	13.7

カバー率 (全面的検査数 目論見書)/IFRS 発行者数

また、北欧4国において会計検査の結果、講じられた措置は以下のようなものであった。

		新たな計算書 類の再発行	訂正書の 公表	将来の計算書類に おける訂正	合計
デンマーク	2018		6	11	17
	2019		6	4	10
	2020		3	4	4
	2021			2	2
	2022			7	7
フィンランド	2018			14	14
	2019		2	4	6
	2020			9	9
	2021			5	5
	2022			6	6

ノルウェー	2018		2	3	5
	2019			3	3
	2020		1	12	13
	2021		1	9	10
	2022	2		2	4
スウェーデン	2018			14	14
	2019			14	14
	2020		4	33	37
	2021		1	28	29
	2022			23	23

ESMA(2019)p.52;また、

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 弥永真生	4. 巻 17
2. 論文標題 会社の計算と外部的エンフォースメント：ギリシャとフランス	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 会計論叢	6. 最初と最後の頁 1-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 弥永真生	4. 巻 199
2. 論文標題 会社の計算と外部的エンフォースメント：カナダ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 237-251
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 弥永真生	4. 巻 27
2. 論文標題 会社の計算と外部的エンフォースメント(2)アイルランド/ルクセンブルク	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 筑波ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 209-237
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 弥永真生	4. 巻 28
2. 論文標題 会社の計算と外部的エンフォースメント（3）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 筑波ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 171-189
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 弥永真生	4. 巻 18
2. 論文標題 会社の計算と外部的エンフォースメント：イタリア	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 会計論叢	6. 最初と最後の頁 15-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 弥永真生	4. 巻 19
2. 論文標題 会社の計算と外部的エンフォースメント：アメリカ合衆国/ノルウェー/デンマーク/フィンランド	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 会計論叢	6. 最初と最後の頁 37-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 弥永真生	4. 巻 205
2. 論文標題 非上場会社の計算と外部的エンフォースメント：デンマーク	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 203-215
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 弥永真生	4. 発行年 2022年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 718
3. 書名 中小企業会計とその保証	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------